

審議事項 市融資制度（運転資金）の融資限度額の引上げについて

改正の目的：

現行の市制度融資における融資限度額については、平成 9 年に行った限度額引き上げ（運転資金：300 万円→1,000 万円、設備資金：500 万円→2,000 万円）以来、据え置きとなっている。

現在の限度額が適正であるか確認するため、直近 7 年間の融資実行状況を確認したところ、表 1 のとおり、運転資金は 4 割近くの事業者が上限の 1,000 万円の融資を利用している状況であった。

当該融資は、設備資金を除く事業資金全般に利用できるものであり、上限額を引き上げることによって、事業者の経営安定に資することが期待できることから、限度額を小規模企業貸付金以外の資金と同額の 2,000 万円に引き上げすることとしたい。

（表 1）資金別融資実行状況

		資金名											
		運転資金		設備資金		新規開業支援資金		小規模企業貸付金		小口企業資金		借換資金	
		件数	うち 上限額	件数	うち 上限額	件数	うち 上限額	件数	うち 上限額	件数	うち 上限額	件数	うち 上限額
融 資 実 行 年 度	H27	51	23	23	1	2	0	1	0	49	0	1	0
	H28	48	22	12	0	6	0	2	2	51	0	0	0
	H29	68	31	23	0	3	0	0	0	74	0	0	0
	H30	64	24	22	0	8	0	1	0	80	1	0	0
	H31	41	17	13	0	8	0	0	0	75	1	0	0
	R2	23	8	5	0	3	1	0	0	28	3	0	0
	R3	11	5	2	0	4	0	1	0	18	0	2	0
	合計	306	130	100	1	34	1	5	2	375	5	3	0

改定内容：

表 2 のとおり、運転資金の融資限度額を 2,000 万円に引き上げる

（表 2）市制度融資における融資限度額

資金名	融資限度額	
	改正前	改正後
運転資金	1,000 万円	2,000 万円
設備資金	2,000 万円	
小規模企業貸付金	300 万円	
小口企業資金	2,000 万円	
新規開業支援資金	2,000 万円	
借換資金	2,000 万円	

改正予定日：令和 4 年 4 月 1 日